

20 監査第 22 号  
平成 20 年 9 月 5 日

珠洲市長 泉谷 満寿裕 様

珠洲市監査委員 吉田 俊夫

珠洲市監査委員 中 秀一

健全化判断比率並びに資金不足比率審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、審査に付された平成 19 年度珠洲市健全化判断比率並びに資金不足比率及び関係書類等を審査したので、別紙のとおり提出します。

## 平成19年度 財政健全化判断比率の審査意見書

### 1 審査の概要

この財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

### 2 審査の結果

#### (1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

#### 記

健全化判断比率	珠洲市算定値	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	%	14.1%	20.0%
連結実質赤字比率	%	19.1%	40.0%
実質公債費比率	20.9%	25.0%	35.0%
将来負担比率	133.3%	350.0%	

%は、実質赤字額又は連結実質赤字額がないことを示す。

#### (2) 個別意見

実質赤字比率について...平成19年度の実質赤字比率は %となっており、早期健全化基準の14.1%と比較すると、これを下回っている。

連結実質赤字比率について...平成19年度の連結実質赤字比率は %となっており、早期健全化基準19.1%と比較すると、これを下回っている。

実質公債費比率について...平成19年度の実質公債費比率は20.9%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回っている。

将来負担比率について...平成19年度の将来負担比率は133.3%となっており、早期健全化基準の350.0%と比較すると、これを下回っている。

#### (3) 是正改善を要する事項等

実質公債費比率については、早期健全化基準を下回っているが、数値的に高い状況にあるので、今後とも一層の行財政改革を推進し、新発債の抑制など、適切な財政運営を望むものである。

## 平成19年度 経営健全化資金不足比率の審査意見書

### 1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

### 2 審査の結果

#### (1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

#### 記

区 分	資金不足比率	経営健全化基準
1 病院事業会計	%	20.0%
2 水道事業会計	%	20.0%
3 下水道事業特別会計	%	20.0%
4 農業集落排水事業特別会計	%	20.0%
5 国民宿舎事業特別会計 (観光施設事業)	%	20.0%

%は、資金の不足額がないことを示す。

#### (2) 個別意見(資金不足比率について)

平成19年度の上記5会計の決算に基づく資金不足比率は、いずれも %となっており、経営健全化基準の20%と比較すると下回っている。

#### (3) 是正改善を要する事項等

特に指摘すべき事項はない。